

まなび

発行 松永生涯学習センター編集室
 住所 福山市松永町三丁目1番29号
 電話 084-934-5443
 FAX 084-934-8251
 メールアドレス
 matunaga-shougai-gakushuu@city.fu
 kuyama.hiroshima.jp



2017年度応募作品から

とき **9月26日(水)**

10時30分~12時

会場 **松永図書館**集会室
(西部市民センター1階)

生涯学習への誘い

お話 心つなぐぬくもり…
 伝えたい叫び…
 切り抜いた瞬間の物語…
 今年度の募集にあたり
 これまでの応募作品を
 紹介していただきます。

福山人権平和資料館 副館長
 てらち やすよし

講師 **寺地 靖仁**さん

主 催:松永生涯学習センター
 福山市松永図書館
 問合せ:電話084-934-5443
 FAX084-934-8251

この作品展は、十二月一日から
 福山人権平和資料館で実施します。

人権・平和フォト作品展の 写真が語る物語

これはすごいに変身する 地域資源の活用術

ふくやま まちづくり大学

地域の歩みにまなぶ 活動交流会

9月22日(土)

10時30分~12時(開場10時)

福山市西部市民センター

2階 ホール(松永町三丁目1番29号)

■事例発表 ■ディスカッション

○福相学区

地域をつなぐ活動
 砂留の保存・わくわく市他

学区まちづくり推進委員会
くにとう けいいち
 委員長 國頭 敬市 さん

○福山大学

地域を学ぶ街なか教室
 「プロジェクトM」

生命工学部生物工学科教授
はたの たくし
 工学博士 秦野 琢之 さん

○今津学区

学区・大学・連携事業
 交流で育むまちづくり

学区まちづくり推進委員会
もり たけし
 事務局長 森 武 さん

■アトラクション

出演
 ゆうゆうクラブ
 (今津学区のチアダンスチーム)

●定員 200人 ●主催 福山市 ●問合せ 福山市松永生涯学習センター
 ●電話 084-934-5443 ●FAX 084-934-8251 ●できるだけ公共交通機関をご利用ください。

★もーっと楽しく いきいきと！ あなたにぴったりの生涯学習をみつけませんか？

2018年度 福山市西部市民大学 オープンスクール開催のお知らせ

福山市西部市民大学では、次年度（2019年度）募集に向けてオープンスクール（通常授業の見学会）を行います。見学を希望される方は、科目の【開講日時・場所】を予定表で確認して、**直接**参加をお願いします。

※注意「中学英語で英会話（入門科）」・「シニアパソコン」は、体験講座ですので申込みが必要です。詳しく事務局に問合せください。

※問合せ先 福山市西部市民大学事務局（松永生涯学習センター内 ☎084-934-5443）

開催会場 松永健康スポーツセンター（福山市松永町四丁目14番1号）
松永コミュニティセンター（福山市松永町四丁目14番1号*入口東側）
西部市民センター（福山市松永町三丁目1番29号）

科目	開講日	授業時間	開講場所
ヘルシー料理教室A	10月5日（金）	9:30~12:30	西部市民センター 創作室
きりえ	10月5日（金）	13:30~15:30	西部市民センター 第1セミナー
版画	10月6日（土）	9:30~11:30	西部市民センター 第2学習室
絵画	10月6日（土）	9:30~11:30	西部市民センター 創作室
俳句入門A	10月9日（火）	10:30~12:00	西部市民センター 第1セミナー
ワクワク体験ハングル入門！	10月9日（火）	13:30~15:00	西部市民センター 第1学習室
篆刻	10月10日（水）	13:30~15:30	西部市民センター 第2セミナー
楽しい太極拳	10月11日（木）	10:00~11:30	西部市民センター 多目的室
朗読を楽しむ	10月11日（木）	13:30~15:00	西部市民センター 第2セミナー
いきいき健康体操B	10月15日（月）	10:00~11:30	松永コミュニティセンター集会場
気功	10月15日（月）	13:30~15:00	西部市民センター ホール
陶芸	10月16日（火）	9:30~11:30	西部市民センター 創作室
写真教室A・B	10月18日（木）	A 10:00~12:00 B 13:30~15:30	西部市民センター 第2学習室
短編小説を読む	10月18日（木）	13:00~14:30	西部市民センター 第1セミナー
ヘルスアップトレーニング	10月22日（月）	10:00~11:30	松永健康スポーツセンター
ヨガ教室B	10月22日（月）	13:30~15:00	西部市民センター 多目的室
備後の歴史	12月19日（水）	9:30~11:30	西部市民センター 多目的室
男性の料理教室	10月26日（金）	9:30~12:30	西部市民センター 創作室
コーラス	10月29日（月）	10:00~12:00	西部市民センター ホール
★中学英語で英会話入門科	★体験講座要申込 10月31日（水）	13:30~15:00	西部市民センター 第1セミナー
★シニアパソコン	★体験講座要申込 2月9日（土）	11:00~11:45 13:00~13:45	西部市民センター 第2学習室

※シニアパソコンの体験講座は、講師による授業進行のデモンストレーションとなります。

※急な日程変更や中止となる場合があります。

情報びっくり箱

藤江公民館(935-7401)

私の時間、子どもの時間
～つくってますか？心のゆとり～

- とき 9月20日(木)10時～11時
- ところ 藤江公民館 和室
- 内容 講義
- 対象 0～2歳児の親子
- 講師 子育てサポートリーダー
- 問合せ・申込み 藤江公民館へ

神村コミュニティセンター(934-3445)

理解しよう発達障がい「当事者の思い」

- とき 9月26日(水)
18時30分～20時
- ところ 西部市民センター 2階ホール
- 内容 発達障がいの有無に限らず、誰にでも得意不得意があります。発達障がいについて正しい知識をもち、理解し学習を深めます。
- 講師 いたしいおせ(仮名)さん
- 申込み 必要
- 託児あり 要申込み
- 問合せ 神村コミュニティセンターへ

松永図書館(933-3770)

〈9月の行事〉

- ☆展示「日韓資料紹介パネル展」
- とき 9月1日(土)～9月21日(金)
- 内容 ユネスコ記憶遺産登録を記念して、朝鮮通信使に関する記録などをパネルで展示

☆英語で楽しむおはなし会

- とき 9月8日(土)
15時～15時40分
- 内容 ふくやま国際交流協会英語絵本サロン講師の中井ひろみさんによる、親子で楽しめる英語での絵本の読み聞かせ



☆ゲタリンピックのおはなし会

- とき 9月16日(日)
15時～15時40分
- 内容 エプロンシアター「OΔ□ なーにかな?」、大型絵本「どうぞのいす」の読み聞かせなど



〈定例行事〉

☆あかちゃんといっしょのおはなし会

- とき 9月10日(月) 11日(火)
11時～11時30分
- 対象 乳幼児とその保護者



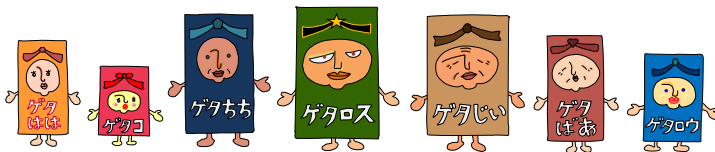
☆松永読書会

- とき 9月17日(月) 10時～12時
- 読本 「奇跡の人」原田 マハ/著 双葉社

☆さくらんぼの会(こどもの本を楽しむ会)

- とき 9月24日(月) 10時30分～12時
- 読本 「未定」

<<図書館のお休み>> 9月18日(火)



西部市民センター まなびサロン【9月】

【パネル展示】

「ふくやま人権大学関連パネル展示」

9, 10, 11月に実施するふくやま人権大学の3つのゼミコースの内容や講師について紹介します。

期間 9月3日(月)～9月14日(金)

場所 西部市民センター 1階エントランス

問合せ 松永生涯学習センター
(電話 084-934-5443)



9月16日(日)に ゲタリンピックが開催されます!

ゲタリンピックにあわせて、松永はきもの資料館にて「おりばらサロン」を行います。どなたでもご参加いただけます。おりばらを一緒に折りませんか?

時間 10時～16時

場所 松永はきもの資料館(あしあとスクエア)
(福山市松永町四丁目16-27)

問合せ 松永生涯学習センター

電話 084-934-5443

ふくやま人権大学2018開講

福山市では、人権文化が根付いた地域社会の実現に向けて、「人権」について体系的に広く学習することによって、さまざまな角度から啓発内容を創造することのできる地域リーダーの養成を目的に毎年「人権大学」を開講しています。

- ☑ 選んで受講可能
- ☑ さまざまな人権テーマ
- ☑ 分かりやすい内容

9月 7日・14日・
21日・28日(金)
各回19:00～

同和問題入門
「同和問題を考える」

会場: 人権平和資料館

10月 9日(火)・16日(火)・
24日(水)・29日(月)
各回19:00～

子どもの人権
**「子どもの“生きる力”
になれるゼミ」**

会場: 人権交流センター
※第3回は盈進高等学校

11月 7日・14日・
21日(水)
各回19:00～

スポーツと人権
「スポーツのPRIDE」

会場: 人権平和資料館
※第2回は福山市障害者体育センター



【問合せ・申込】まちづくり推進部人権・生涯学習課 TEL(084)928-1006

延期していた日にちが決定しました。

多文化共生のまちづくりをめざして・・・

韓国映画上映会 in 福山

とき **9月29日(土)** 13時30分～(開場13時)

ところ 西部市民センター ホール

定員 200人(先着)

問合せ 松永生涯学習センター 084(934)5443

主催 松永生涯学習センター NGOひろしま

協力 駐広島大韓民国総領事館

フレンドリーピックまつながカープチェー実行委員会

無料

●テコンドーを取り入れたダンスや韓国文化紹介、朝鮮通信使の展示などがあります。●上映後は交流会も予定しています。

上映映画

[125分]

怪しい彼女

70歳の女性が20歳の姿となり、青春を取り戻そうとする姿を描く、韓国発のコミカルなヒューマンドラマ。



※駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り合わせてお越しください。

●●●ゲタなび●●●

アジア大会… 四年に一度の晴れ舞台で繰り広げられた全力プレーは、見る人に感動を与えました。予想以上の成果を出せた競技も課題を見つけた競技もあったと思います。いずれにしても、2年後に控えた東京オリンピック・パラリンピックにつなげる大切な機会になったことでしょう。

行事の秋… 運動会や文化祭などで出番や出品のある人には、一年に一度の晴れ舞台。集う全ての人にとっても楽しみが多いと思います。いずれにしても、地域の人と人をつなげるコミュニケ



ーションの大切な機会になることでしょう。

一年に一度も来てほしくない台風や大雨… 今年は大変な夏を過ごされた人が多いこともあり、防災訓練や住民学習では、話題にしたいテーマが盛り沢山かと思えます。いずれにしても、近隣の安否や日常の備えなどについて確かめ合う一年に一度の大切な機会。多くの人にご参加いただけたら幸いに思います。

視覚障害などの理由がある人のために、営利目的を除き「録音」「点字」「拡大」などを認めます。

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた皆様へお知らせ

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた皆様に心からお見舞いを申し上げます。福山市では、被災された方々へ次の支援を行います。業者との契約は市が行うことなど、一定の要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

■■■ **【被害】**の程度は、り災証明にもとづきます。 ■■■

支援 1 **生活必需品の給与** 【被害】 全壊 大規模半壊 半壊 床上浸水

当面の生活を支援するため生活必需品を提供します。

【生活必需品の内容】 寝具一式，トイレトーパー，調理器具，食器，石鹼，洗剤等

【対象】

- ・住家が全壊等の被害を受け，生活必需品を使用できなくなった方

支援 2 **障害物の除去** 【被害】 全壊 大規模半壊 半壊 床上浸水

住家又はその周辺に運ばれた土石，竹木等を，現在も除去できない場合は，**市の負担**でそれらの障害物を取り除きます。

【対象】 次の全ての要件を満たす方

- ・住家が全壊等の被害を受け，自力では障害物を除去できない方
- ・今後も被害を受けた住家に住み続ける方

支援 3 **住宅の応急修理** 【被害】 全壊 大規模半壊 半壊

住家の居室や炊事場，便所等日常生活に必要な部分の**応急修理**を市の負担で行います。

【対象】 次の全ての要件を満たす方 ＜限度額 584,000 円＞

- ・住家が全壊等の被害を受け，自らの資力では応急修理をすることができない方
- ・今後も被害を受けた住家に住み続ける方

支援 4 **応急仮設住宅(民間賃貸住宅)の供与** 【被害】 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊 床上浸水

(注) 土砂災害による損害の程度が「半壊に至らない」については対象となる場合があります。

住家が被災し，居住が当面困難な方に一定の期間，**民間賃貸住宅**を県又は市の負担で供与します。

＜契約期間は原則 6 か月間＞

【対象等】

- ・住家が全壊等の被害を受け，自らの資力では住家を得ることができない方
- ・家賃，礼金，仲介手数料，火災保険等損害保険料，退去時修繕費（全て上限額があります）を負担します。（光熱水費，駐車場使用料，共益費・管理費等の経費は入居者の負担となります。）
- ・この支援以外に市営住宅等の緊急募集を実施しています。
- ・今回の災害により，既に他の民間賃貸住宅に入居されている方についても対象となる場合があります。

支援 4 を活用した場合は，支援 2 及び支援 3 の併用はできません。

【問合せ先】 Tel 084-928-1284
福山市被災者支援相談窓口

2018 年 7 月 20 日現在

宅地内の土砂等の撤去を行います

本市においても、このたびの豪雨で、家屋の倒壊や宅地内に土砂等が流入する被害が数多く発生しており、土砂崩れなどにより被害にあわれた皆様の早期生活再建につなげるため、現在、宅地内の土砂等の撤去ができていない方については、家屋の損傷の程度にかかわらず、本市において宅地内の土砂等を直接撤去しますので、ご相談ください。

本市において撤去する対象

1. 次の（１）～（３）の要件をすべて満たしている場合は、宅地内の土砂等を本市が直接撤去します。
2. 次の（１）と（２）の要件を満たしている場合は、宅地内の土砂等を宅地前の道路に交通の支障にならないように出していただければ、本市において運搬・処分します。ただし、土砂等にごれきが混ざっている場合は、本市において直接撤去も可能です。

要件

- （１）平成30年7月豪雨による被害であること
- （２）宅地であること（農地、山林は対象となりません）
- （３）家屋損傷が拡大する恐れがあること、又は土砂等が宅地外へ流出する恐れがあること

撤去の進め方

- 1、撤去を希望される方は、まず次の問合せ先へご連絡ください。
- 2、担当職員が希望される方へご連絡した上で、現地に出向き、撤去対象の要件を確認します。
- 3、撤去の対象になる場合には、今後の手続きや撤去の流れをご説明します。

問合せ先

被災者支援相談窓口 TEL 084-928-1284

既に業者に依頼し土砂等を撤去された方についても、本市において撤去費用に係る事後精算ができる場合がありますので、廃棄物対策課（TEL084-928-1073）に、ご相談ください。

【問合せ先】 Tel 084-928-1075 建設政策課

2018年8月8日 福山市ホームページ掲載